

# 垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第15回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和元年8月26日(月) 午前9時00分～午前9時15分

場 所 議会全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千秋
2	中間 信二	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之
5	瀬角 初美	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 楠 木 雅 己

農地係長 美 坂 康 人

主任主事 下 茂 尚 太

主 事 浦 元 駿

## 付 議 事 件

- (1) 非農地について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について

議 事

議 長	あいさつ
係 長	諸般報告
議 長	<p>ただいまから、第 15 回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は 10 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、4 番下瀬委員、5 番瀬角委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「非農地について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号の 2 ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 1 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 5 番、申請人は〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は 352 ㎡となっております。</p> <p>申請地は山林化しており、農地として利用することが困難であり、今回、当地目を畑から山林に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>受付番号 6 番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は 353 ㎡となっております。</p> <p>受付番号 7 番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は 955 ㎡となっております。</p> <p>受付番号 8 番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は 333 ㎡となっております。</p> <p>受付番号 9 番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は 17 ㎡となっております。</p> <p>受付番号 10 番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は 782 ㎡となっております。</p> <p>受付番号 11 番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は 78 ㎡となっております。</p> <p>受付番号 12 番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は、〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は 33 ㎡となっております。</p> <p>申請地は全て雑種地化しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から雑種地に全て変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1 番委員	<p>非農地についての5番についてご報告いたします。</p> <p>去る8月16日私と中間委員、事務局職員2名、計4名で現地調査を行いました。</p> <p>申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地の1筆について現地を確認したところ、雑木が茂っておりました。</p> <p>申請地の周辺は、山林化しており、申請人も土地の境界や周辺の土地の所有者が不明だったため、後日、農業委員会事務局と地図で確認したということでした。</p> <p>また、非農地になった場合、太陽光発電を設置する予定ということでした。</p> <p>以上のことから非農地としても何ら問題ないと判断いたします。</p>
2 番委員	<p>非農地についての6番から12番についてご報告いたします。</p> <p>去る8月16日私と重吉委員、事務局職員2名、計4名で現地調査を行いました。</p> <p>申請人は、〇〇市に在住の〇〇〇〇さんで、申請地の7筆について現地を確認したところ、全て雑木が茂っておりました。</p> <p>また、申請人は、市外在住であり、高齢であるため、今後、農業を続ける事も出来ず、申請地を畑に復旧する事は、大変困難であるとの事ですので、畑から雑種地に変更したいとのことでございます。</p> <p>現地調査も本人ではなく、鹿児島市の行政書士が立ち会いました。その行政書士が言うには、申請人は生きていうちに全ての農地を非農地にして、後世に迷惑をかけたくないという意向でした。</p> <p>また、非農地になった場合、地元の建設会社が資材置場として利用する予定ということでした。</p> <p>以上のことから非農地としても何ら問題ないと判断いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。

議 長	<p>議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は 5 ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図 4 ページからページを御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は 3 件でございます。</p> <p>1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんで本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>2 番の譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇市の〇〇〇〇さんで本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>3 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで親戚間の贈与となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
10 番委員	<p>1 番ですが、〇〇〇〇さんが、長年借りて耕作していましたが、今回〇〇〇〇さんから強い要望があり、成立したものであり、何ら問題ありません。</p>
8 番委員	<p>2 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんは〇〇市の方ですが、息子さんが垂水に住んでいるため、よく垂水に来られるそうです。にんにくを耕作するということでした。本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転ということで何ら問題はありませんでした。</p>
6 番委員	<p>3 番は、〇〇〇〇さんの強い希望によります。譲受人の〇〇〇〇さんに話を伺ったところ何ら問題はありませんでした。</p>

議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	<p>異議がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	はい。
議 長	<p>議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。7 ページをお開きください。</p> <p>今月は、すべて新規で、合計 12 筆の利用権設定があり、畑が 15,024 m<sup>2</sup>、田が 1,038 m<sup>2</sup>、合計 16,062 m<sup>2</sup>になります。</p> <p>それでは 1 番からご説明いたします。</p> <p>1 番から 9 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の使用貸借です。</p> <p>10 番は新規、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人で 10 年間の使用貸借です。</p> <p>11 番 12 番は新規、〇〇〇〇で、5 年間の貸貸借です。</p> <p>以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。以上です。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
1 番委員	<p>1 番から 9 番ですが、借人は、〇〇〇〇さん、貸人は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんで 10 年間の使用貸借で新規契約になります。〇〇〇〇さんは、肥育牛を経営しており、耕作放棄地再生事業を導入し、牧草を作りたいということで調査したところ何ら問題はありませんでした。</p>
6 番委員	<p>10 番の〇〇〇〇さんですが、中間管理機構を利用したもので、作られる方も信用できる方だということで何ら問題はありませんでした。</p>
8 番委員	<p>11 番 12 番の借人は、〇〇〇〇で、貸人は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんですが、規模拡大ということで何ら問題はありませんでした。</p>

議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	<p>異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、第15回総会を終了します。</p> <p>垂水市農業委員会</p> <p style="text-align: center;">会 長 葛 迫 巧</p> <p style="text-align: center;">署名委員 下 瀬 秀</p> <p style="text-align: center;">署名委員 瀬 角 初 美</p>